

社会福祉法人致知会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人致知会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び定款第 21 条の規定に基づき、評議員及び理事・監事（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等については、次の通り報酬等を支給する。但し、当法人の職員を兼ね、職員給与が支給される理事に対しては、報酬は一切支払わない。

(報酬等の支給基準と総額)

第 3 条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、下記金額を支給する。併せて、別に定める旅費規程に基づき旅費（日当を除く）を支給する。

(役員等の報酬)

役職名	支給の根拠	1 回又は 1 日当たり 報 酬 額	支給総額 (限度額)
評議員	会議・職務での出席	8, 0 0 0 円	4 0, 0 0 0 円
理事	会議・職務での出席	8, 0 0 0 円	8 0, 0 0 0 円
監事	会議・監査での出席	8, 0 0 0 円	1 2 0, 0 0 0 円

※職員給与が支給される理事に対しては、報酬は一切支払わない。

(公表)

第 4 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(旅費の支給)

第 5 条 理事長の要請に基づき、役員等の職務に直接関係がない用務で出張したときには、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 7 条 この規程に関する事務は、理事長の指揮のもと、法人事務局が当たる。

附則 この規程は、平成 2 9 年 6 月 2 4 日から施行する。